

# 第1回外務省・経済産業省・国土交通省合同政策会議

(概要記録)

日時：3月31日 午前8：00～9：00

場所：衆議院第2議員会館・第1会議室

出席議員の概数：35名程度

議題：

北朝鮮に対する措置(外為法に基づく北朝鮮との間の輸出入禁止措置及び特定船舶入港禁止法に基づく北朝鮮籍船舶の入港禁止措置)の継続について

## ．内閣官房、外務省、経済産業省及び国土交通省からの説明

### 1． 北朝鮮に対する措置の継続について【松野内閣官房副長官】

北朝鮮に対しては、拉致、核、ミサイルといった諸問題の解決に向けて具体的な行動を取ることが自らの利益になることを理解させることが重要であり、4月13日に期限が到来する入港禁止及び輸出入禁止の措置を一年間延長することにつきお諮りしたい、北朝鮮の具体的な行動を引き出すため、措置を着実に実施していく、特に、措置の実施にあたっては、関係省庁が緊密に連携し、厳格に対応していく考えである旨説明。

### 2． 北朝鮮をめぐる情勢について【福山外務副大臣】

北朝鮮内部の情勢、拉致問題を含む日朝関係の現状、核・ミサイル問題、六者会合の再開見通し等に触れつつ、北朝鮮をめぐる諸般の情勢は依然として厳しい旨説明。

### 3． 外為法に基づく北朝鮮との間の輸出入禁止措置の実施状況について【松下経済産業副大臣】

配布資料に基づき、今回の議題である外為法に基づく北朝鮮との間の輸出入禁止措置について、これまでの経緯及び措置の効果を説明。また、経済産業省として違法輸出入事案に厳しく対処している旨、および、大型タンクローリーの北朝鮮向け輸出を差し止めるとともに、商社による日用品の不正輸出、食品材料の不正輸入などの違反事案について摘発、行政制裁を行った旨説明。

### 4． 特定船舶入港禁止法に基づく北朝鮮籍船舶の入港禁止措置の実施状況について【辻元国土交通副大臣】

配布資料に基づき、今回の議題である北朝鮮籍船舶の入港禁止措置の実施状況及び本措置の根拠である「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法」の制度の概要を説明。さらに、北朝鮮籍船舶の過去の入港実績について示し、また、参考として、国交省関係の対北朝鮮措置の経緯と内容を説明。

## ．質疑応答

### 1． 対北朝鮮外交等について

(質問・コメント)

- ・ 日朝交渉再開等に向けて、対話と圧力を用いた努力や議論はどの程度行っているのか。
- ・ 北朝鮮問題を進展させる上で、中国が重要な役割を担っていると考えるが、日本として中国

への働き掛けをどの程度行っているのか。

- ・ 公式又は非公式の日朝交渉はどの位行っているのか。
- ・ 拉致問題を含む北朝鮮問題を解決するためにあらゆるルートを活用して解決に向けた取組をすべきではないか。

(回答：松野官房副長官 / 大塚内閣府副大臣 / 福山外務副大臣 / 西村外務大臣政務官 / 外務省事務方)

- ・ 対話と圧力はいずれも手段であって目的ではなく、政府としてあらゆる手段を模索。特に日米韓でのコミュニケーションは非常にうまくいっており、北朝鮮問題の解決に向け関係国間で緊密に情報交換を行ってきている。
- ・ 中国が重要な役割を担っていることは間違いないことであり、中国側とはこれまでもコミュニケーションを図ってきており、今後も協力関係を深めていきたい。
- ・ 事柄の性質上、日朝間のやり取りの詳細については差し控えたい。
- ・ 3月にジュネーブで開催された人権理事会に出席した際には、北朝鮮に対して拉致問題を含む諸問題の解決を強く促すステートメントを行ってきたが、政府としてあらゆる機会を通じて北朝鮮に対し強いメッセージを発出してきている。
- ・ 政府・与党一体で取り組む観点から、党の専門家の先生方からも個別に御協力を頂き連携を図っていききたいと考えており、お力を貸して頂きたい。
- ・ 様々な形でご協力願いたい。現政権と前政権の拉致問題対策本部の役割の違いについて説明させていただくと、前政権では、拉致被害者やそのご家族の支援が主な業務であったが、現政権では、拉致問題の解決に向けたアクティブな取組を強化している。そういう意味で、与党の各議員にもご協力いただけると幸いである。

## 2. 輸出入禁止措置、貿易実態等について

(質問・コメント)

- ・ 3月26日にも輸出入禁止措置の国会承認をしたと思うが、今回の措置延長とは別のものか。
- ・ 辺境地域では中国政府も貿易の実態を把握できていない。迂回輸出の取締りの実効性をどのように確保するのか。

(回答：松野内閣官房副長官 / 松下経済産業副大臣 / 内閣官房事務方)

- ・ 輸入禁止については昨年4月から今年4月まで、また、輸出禁止については昨年6月から本年4月までの措置につき、事後承認を求めべく、昨年の通常国会に付議された。その際には、経産委員会で審議されたものの、最終的に承認に至らなかった。また、先国会にも付議されたが、結局今国会での継続審議となった。3月26日の国会承認は継続審議となっていた案件に関するものである。
- ・ 措置の執行に当たっては、関係省庁が連携して厳格に対応し、第三国経由のいわゆる迂回貿易について厳しくチェックしていきたい。前政権まではなかったが、(今回の措置の発表において)この点を明確に入れたいと考えている。
- ・ 関係省庁との連携に加え、海外の輸出管理当局とも連携し、迂回輸出の防止に努めてまいりたい。

## 3. 船舶検査等について

(質問・コメント)

- ・ 船舶検査はかなりやっているようだが、どの程度行っているのか。領海内で、結果的に、(貨物検査法案が想定している)船舶検査を行ったということはあるのか。
- ・ 人道目的の入港は認めてもいいのではないかという点についてはどうか。

(回答・辻元国土交通副大臣)

- ・ 海上保安庁による外国船舶に対する立入検査の昨年(平成20年)の実績は9159件である。領海内で(貨物検査法案が想定している)船舶検査を行った例はない。
- ・ 荒天時に港の周辺海域に北朝鮮籍船舶が入域した例はあるが、人道上の理由で入港した実態はない。

#### 4. 情報公開等について

(質問・コメント)

- ・ 新政権になって政府に入って、様々な情報に接しているのではないかと思うが、前政権からの引き継ぎはしっかりされているのか。また、我々議員や国民に知らされてしかるべき情報などはないか。

(回答：大塚内閣府副大臣 / 福山外務副大臣)

- ・ 拉致問題対策本部として蓄積されている情報については、引き継いでいるものと認識している。議員の皆さんや国民との情報共有という点に関しては、寄せられている情報の中には、不確かな情報や情報提供者の方から表に出すことは避けて欲しいと言われているものもあることから、公表することが難しいものがある点をご理解いただきたい。
- ・ 野党議員の中でも、拉致問題について長らく尽力されてきた方々からいろいろお話を伺っている。いずれにしても、情報をどう整理・集約するのかということをよく検討する必要があるのではないかと思う。
- ・ 拉致問題対策本部は、拉致被害者やそのご家族の支援ということが主な任務であったので、外交交渉の前面で取った情報についてはやはり外務省でないと分からない部分がある。
- ・ 外務省が入手する情報にも様々なものがあり、正に玉石混交となっている。現実問題として、共有することが有益かどうかの判断が微妙な情報もあり、ケースバイケースで判断していくしかない。

(以上)